

第4章 安定した介護保険制度の運営

保険料を算定するにあたり、3年間の給付量を見込む必要がある介護サービスは次のとおりです。

1 予防給付・介護給付等一覧

(1) 予防給付・介護給付等

区 分	予防給付 ＜要支援1・2の方へのサービス＞	介護給付 ＜要介護1から5までの方へのサービス＞
在 宅 系 サービス	○ 介護予防訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション ○ 介護予防短期入所生活介護 ※1 ○ 介護予防短期入所療養介護 ○ 介護予防福祉用具貸与 ○ 介護予防居宅療養管理指導 ○ 介護予防福祉用具購入費の支給 ○ 介護予防住宅改修費の支給 ○ 介護予防支援	○ 訪問介護 ※1 ○ 訪問入浴介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 通所介護 ※1 ○ 通所リハビリテーション ○ 短期入所生活介護 ※1 ○ 短期入所療養介護 ○ 福祉用具貸与 ○ 居宅療養管理指導 ○ 福祉用具購入費の支給 ○ 住宅改修費の支給 ○ 居宅介護支援
	地域密着型サービス	
	○ 介護予防認知症対応型通所介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護
施 設 ・ 居 住 系 サービス	○ 介護予防特定施設入居者生活介護	○ 介護老人福祉施設 ※3 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護医療院 ○ 特定施設入居者生活介護
	地域密着型サービス	
	○ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※2	○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※3
市 町 村 特別給付		○ 生活援助型配食サービス
保健福祉 事 業		○ 在宅要介護高齢者等寝具貸与事業 ○ 排せつケアに関する経済的負担への支援策

- ※1 共生型サービスとして位置づけられた事業所（高齢者が、障害福祉サービス事業所でも介護サービスを利用できる事業所）もあります。
- ※2 要支援2の方のみが対象です。
- ※3 新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。

（２）介護予防・生活支援サービス

区 分	介護予防・生活支援サービス ＜要支援１・２の方及び事業対象者へのサービス＞
訪問サービス	○ 予防専門型訪問サービス ○ 生活支援型訪問サービス ○ 地域支えあい型訪問サービス ○ 短期集中予防型訪問サービス
通所サービス	○ 予防専門型通所サービス ○ ミニデイ型通所サービス ○ 運動型通所サービス
そ の 他	○ 自立支援型配食サービス ○ 介護予防ケアマネジメント

（３）各サービスの給付見込み等

ア 在宅サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

- 在宅サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、在宅サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。
- 在宅サービスの利用実績より、各在宅サービスの利用者の割合、一人あたり利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

(ア) 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。	1	21,064	0	21,690
	【事業所数：931 か所】 計	21,065		21,690	
介護予防訪問入浴 介護・訪問入浴介護	自宅に浴槽を運んで、入浴の介助を行います。	15	1,170	12	1,144
	【事業所数：53 件】 計	1,185		1,156	
介護予防訪問看護 ・訪問看護	看護師等が訪問して、看護や必要な診療の補助を行います。	2,851	13,236	3,048	14,124
	【事業所数：764 件】 ※事業所数は、みなし指定を含め、過去半年間にサービス提供があった事業所の数 計	16,087		17,172	
介護予防訪問リハビリテーション・ 訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が訪問して、自宅でのリハビリを行います。	385	1,286	404	1,326
	【事業所数：165 件】 ※事業所数は、みなし指定を含め、過去半年間にサービス提供があった事業所の数 計	1,671		1,730	
介護予防福祉用具 貸与・福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具等の福祉用具を貸し出します。	13,775	33,403	14,251	34,454
	【事業所数：343 件】 計	47,178		48,705	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

給 付 見 込 み (人／月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
—	22,260	—	22,780	—	23,030	入浴、排せつ、食事その他の生活全般にわたる援助を行うサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
22,260		22,780		23,030		
20	1,100	20	1,120	20	1,130	入浴の援助を行うことにより利用者の身体の清潔の保持等を行うサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,120		1,140		1,150		
3,180	15,150	3,250	16,030	3,290	16,420	要介護・要支援者が在宅で生活をしていくために、主治医の指示に基づく病状の観察や床ずれの予防等、医学的管理の必要性が高まることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
18,330		19,280		19,710		
400	1,440	420	1,490	420	1,490	家庭での日常生活能力の維持向上を図るために有効なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
1,840		1,910		1,910		
14,420	35,920	14,450	37,220	14,400	38,090	利用者の日常生活上の便宜を図り自立した生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
50,340		51,670		52,490		

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	1	14,814	1	15,440
	【事業所数：335 か所】 計	14,815		15,441	
介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所へ通所し、機能訓練等を行います。	3,705	6,131	3,747	6,302
	【事業所数：351 件】 計	9,836		10,049	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

(ウ) 短期入所サービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	101	3,352	109	3,517
	【事業所数：272 件】 計	3,453		3,626	
介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練等を行います。	17	540	15	586
	【事業所数：154 件】 計	557		601	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

給 付 見 込 み (人／月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
—	15,780	—	16,090	—	16,260	デイスサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであり、介護者の負担軽減にもつながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
15,780		16,090		16,260		
3,750	6,450	3,740	6,570	3,680	6,580	要介護・要支援者に対する生活機能の維持や向上を目指す中心的なサービスとして期待されていることから、今後も一定の利用が見込まれます。
10,200		10,310		10,260		

給 付 見 込 み (人／月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
110	3,640	110	3,730	110	3,770	利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
3,750		3,840		3,880		
20	680	20	700	20	700	医学的管理の下に行われる利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
700		720		720		

(エ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して、服薬、食事等療養上の管理・指導を行います。	2,198	23,906	2,284	25,359
	計	26,104		27,643	
特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入	福祉用具の購入にかかる費用の一部を支給します。	255	508	269	509
	計	763		778	
介護予防住宅改修・居宅介護住宅改修	介護のための小規模な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。	263	320	289	334
	計	583		623	
介護予防支援・居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。	17,383	46,963	17,878	48,178
	【事業所数：703 か所】 計	64,346		66,056	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

給 付 見 込 み (人／月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
2,290	27,080	2,290	28,650	2,330	29,720	通院が困難な利用者に対して行われる療養上の管理や指導であり、在宅療養には欠かせないサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
29,370		30,940		32,050		
270	510	270	530	260	530	腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
780		800		790		
300	370	310	370	300	370	手すりの取り付けや段差の解消等の改修は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
670		680		670		
18,000	49,360	17,960	50,360	17,850	50,810	介護保険の在宅サービス等を利用するには、ケアプランの作成が必要であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
67,360		68,320		68,660		

イ 地域密着型サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

○地域密着型サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、地域密着型サービスの利用状況を勘案して見込んでいます。

○地域密着型サービスの利用実績より、各サービスの利用者の割合、一人あたりの利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。 【事業所数：16 か所】	721	715
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で行う訪問介護や、緊急時等、利用者の求めに応じて、随時対応の訪問介護等を行います。 【事業所数：3 か所】	326	331
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：390 か所】	7,529	7,790

※ 事業所数はいずれも令和5年 10 月 1 日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年 1 2 月審査までの平均

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
770	790	790	24時間体制のサービスという点で中・重度の方の在宅生活の維持には必要不可欠なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
340	350	360	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれ、夜間も介護が受けられるサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
8,060	8,250	8,360	地域密着型デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		令和4年度		令和5年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	認知症の方を対象として、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行います。	17	673	16	711
	【事業所数：104 件】 計	690		727	
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、自宅への「訪問」（介護）や施設への「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	155	1,210	158	1,210
	【事業所数：156 件】 計	1,365		1,368	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」（介護と看護）や「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	—	192	—	227
	【事業所数：11 か所】 計	192		227	

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

給 付 見 込 み (人／月)						今後の見込み
令和6年度		令和7年度		令和8年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
20	720	20	730	20	730	認知症の方の増加が予想されるため、認知症の方に適切な対応ができるサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
740		750		750		
140	1,250	170	1,270	170	1,280	利用者のニーズに合った利用ができるサービスとして、地域包括ケアシステム、特に認知症の方の介護には必要不可欠であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,390		1,440		1,450		
—	280	—	280	—	290	小規模多機能型居宅介護に訪問看護サービスを併せて利用できるサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
280		280		290		

ウ 施設・居住系サービス

<見込み量算定にあたっての考え方>

○施設・居住系サービスの見込み量は、令和５年度からサービス利用者数が一定と仮定した上で、サービスごとに（イ）で示した施設整備数に関する考え方に基づき、整備数に応じて利用者数が増減するものとして見込んでいます。

（ア） 施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み

（人／月）

区 分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ※【 】内は地域密着型（再掲）	8,500 【750】	8,510 【750】	8,580 【750】
介護老人保健施設	5,610	5,590	5,530
介護医療院	440	450	660
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） ※〔 〕内は予防給付利用者（再掲）	3,440 [40]	3,450 [40]	3,500 [40]
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム等） ※【 】内は地域密着型（再掲） ※〔 〕内は予防給付利用者（再掲）	5,410 【100】 [770]	5,550 【100】 [790]	5,720 【100】 [810]
計	23,400	23,550	23,990

※ 介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

特定施設入居者生活介護には地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※ 利用人員には、市外の施設を利用している名古屋市民を含む。

(イ) 施設・居住系サービスの整備目標量

施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み（P120）には、市外の施設を利用すると見込まれる方を含んでいます。

このうち市内の施設を利用すると見込まれる方に対応するため、施設種別ごとの整備に関する考え方（P163～166）に基づき、本市が整備する施設・居住系サービスの整備目標量を以下のとおり設定しています。

本市では、施設・居住系サービスについては、地域密着型サービスを含めこれまで市域全域での整備を進めてきましたが、近年、他地域において発生した災害により、施設等においても甚大な被害が発生している状況を鑑み、今後は、市域における災害危険区域等についても配慮しながら、整備を進めていきます。

また、愛知県地域医療構想の介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）に対応するため、医療療養病床を有する医療機関の意向に基づき、療養病床から介護医療院等の介護保険施設への転換にかかる整備目標量について、適切に見込み、整備を進めていきます。

※ 病床の機能の分化・連携に伴い生じる、介護サービスが受け皿となる新たなサービス必要量。

【施設・居住系サービスの整備目標（令和6～8年度）】

区 分	整 備 数	8 年度目標量 (定 員)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	150 人	9,281 人
介護老人保健施設	0 人	6,427 人
介護医療院	597 人	882 人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	70 人	3,698 人
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	380 人	6,611 人
合 計	1,197 人	26,899 人

※ 介護医療院の整備数には、介護老人保健施設からの転換による整備数（170 人分）、介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換による整備数（237 人分）を含む。

※ 特定施設入居者生活介護の整備数は、住宅型有料老人ホーム等からの転換分。

※運営ベース

サービス名	サービス内容	定員（人）	
		令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	常に介護を必要とする方を対象に、食事・入浴など日常生活の介護を行います。 【施設数：123 か所】	9,020	9,020
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいて介護が必要な方を対象に、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。 【施設数：73 か所】	6,699	6,699
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象に、医療や看護を行います。 【施設数：2 か所】	174	110
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。 【施設数：4 か所】	285	285
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の方を対象に、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。 【事業所数：205 か所】	3,523	3,556
介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方を対象に、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。 【事業所数：115 か所】	5,984	6,044

※ 施設・事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和4年度の定員及び令和6年度～8年度の目標定員は年度末現在

※ 令和5年度の定員は令和5年10月1日現在

※ 介護療養型医療施設については令和5年度末で制度廃止

目標定員（人）			今後の方針
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
9,311	9,251	9,281	入所申込をされている方の状況を踏まえ、入所の必要性が高いと考えられる方に入所していただけるよう、新設に限らず、既存建物を活用した整備を行います。 原則、ユニット型の整備としますが、プライバシーに配慮した多床室での整備も検討します。
6,636	6,597	6,427	令和8年度末までに開設の予定はありません。
-	-	-	-
474	474	882	医療的ケアが必要で、施設への入所の必要性が高いと考えられる方に入所していただけるよう、整備を推進します。
3,628	3,698	3,698	入居申込をされている方の状況を踏まえ、入居の必要性が高いと考えられる方に入居していただけるよう、整備を行います。
6,421	6,611	6,611	令和8年度末までに新設での開設予定はありませんが、住宅型有料老人ホーム等の入居者が重度化していることから、住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備を行います。

エ 市町村特別給付

第 1 号被保険者の保険料を財源とする、介護保険法で定められた保険給付以外の独自の給付です。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和 4 年度	令和 5 年度
生活援助型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1 日 1 食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：99 か所】	6,700	6,480

※ 事業所数は令和 5 年 10 月 1 日現在

※ 令和 5 年度の給付実績は令和 5 年 1 2 月審査までの平均

オ 保健福祉事業

第 1 号被保険者の保険料を財源とする、要介護被保険者を現に介護する方の支援のために実施する事業です。

サービス名	サービス内容	実績（人）	
		令和 4 年度	令和 5 年度
在宅要介護高齢者等寝具貸与事業	寝具等一式を貸与することにより、介護する方の負担の軽減を図ります。	33	31
排せつケアに関する経済的負担への支援策	おむつを含めた排せつケア用品を助成することにより、介護する方の負担の軽減を図ります。	—	—

※ 令和 5 年度の実績は令和 5 年 10 月 1 日現在

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6,890	6,990	7,060	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要介護者の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

対 象 者 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
43	43	43	寝具貸与は、要介護者の在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
—	—	6,000	高齢者の増加が見込まれる中、排せつケアに関する経済的負担への支援策は、要介護者の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、一定の利用が見込まれます。

カ 介護予防・生活支援サービス

平成27年度からの介護保険制度の改正により、要支援者又は要支援者になる恐れのある方への多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施し、多様な担い手による多様なサービスを効果的かつ効率的に提供することとされました。

本市では平成28年6月に総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービスにおいて、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供しています。

<見込み量算定にあたっての考え方>

○介護予防・生活支援サービスの見込み量の推計にあたっては、事業対象者・要支援者数の推計、介護予防・生活支援サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。

○介護予防・生活支援サービスの利用実績より、各サービスの利用者の割合の傾向、一人あたりの利用量の平均を把握するとともに、介護報酬の検討状況を踏まえて、積極的なサービス提供が促進されるものとして見込んでいます。

（ア） 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
予防専門型訪問サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して生活機能の維持・向上を図るための身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を行います。 【事業所数：844 か所】	7,339	7,300
生活支援型訪問サービス	名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方等が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行います。 【事業所数：378 か所】	2,246	2,094

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

※ 短期集中予防型訪問サービスについても実施予定

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
6,950	6,590	6,450	生活機能の維持・向上を図るための身体介護や掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も一定の利用が見込まれます。
2,070	2,040	2,010	掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も一定の利用が見込まれます。

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
予防専門型通所サービス	デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：759 か所】	10,411	10,834
ミニデイ型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指して、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等を行います。 【事業所数：45 か所】	310	351
運動型通所サービス	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のための、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。 【事業所数：117 か所】	923	1,008

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

(ウ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		令和4年度	令和5年度
自立支援型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：99 か所】	5,054	4,803
介護予防ケアマネジメント	「いきいき支援センター」の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。 【センター数：29 か所】	10,206	10,122

※ 事業所数はいずれも令和5年10月1日現在

※ 令和5年度の給付実績は令和5年12月審査までの平均

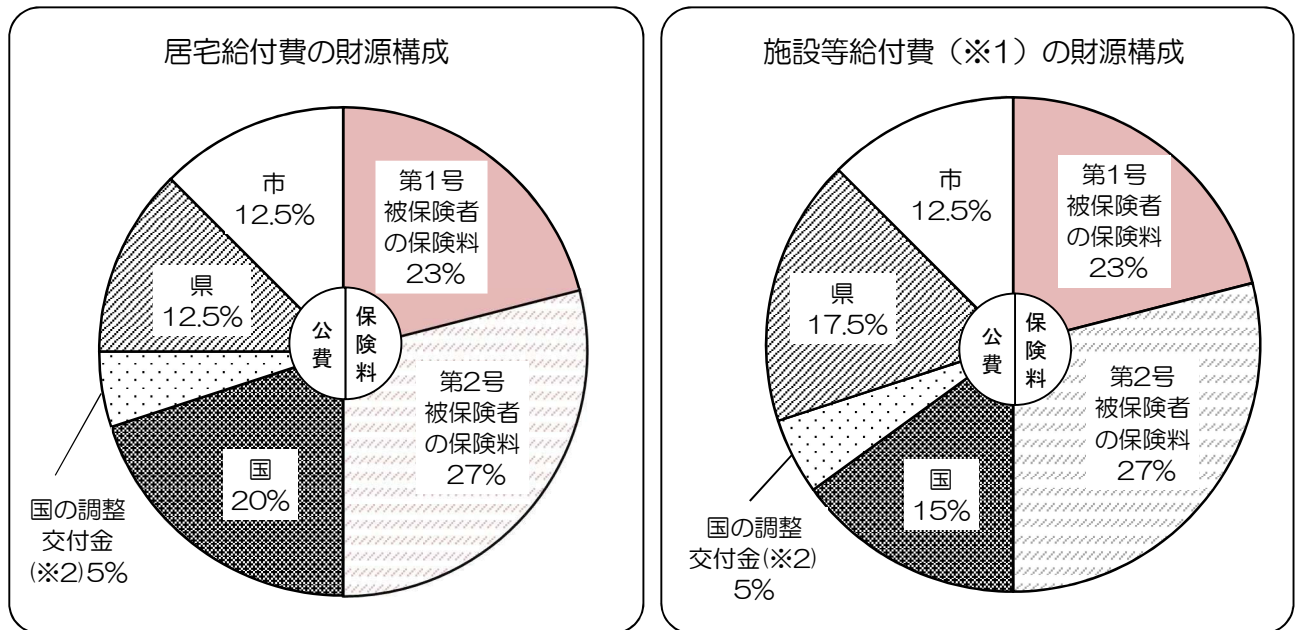
給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
11,150	11,300	11,380	デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスは、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
430	480	530	自立した生活を目指した「いきいき元気プログラム」を活用した機能訓練等のサービスは、介護予防・認知症予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,140	1,230	1,310	転倒予防等のために、自宅でもできる軽い運動や体操等を行うサービスは、身体機能向上・介護予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
令和6年度	令和7年度	令和8年度	
4,860	4,700	4,520	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要支援者等の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
10,640	10,980	11,250	介護予防ケアマネジメントの対象となるサービスの利用者数の増加にともない、今後も利用の拡大が見込まれます。

2 保険給付費等の財源構成

(1) 保険給付費の財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画期間（令和6～8年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）は第8期に引き続き保険給付費の23%を保険料として負担します。



※1 施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護等にかかる給付費をさす。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費の中に含む。

※2 公費のうち国の調整交付金（5%）は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

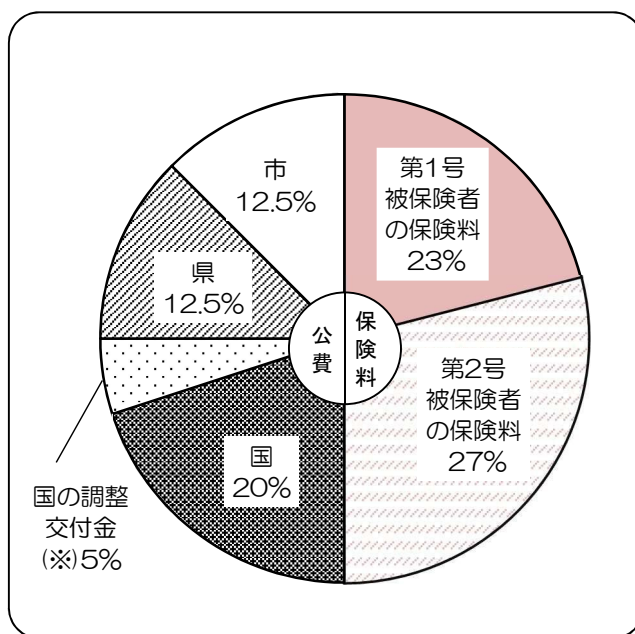
第9期計画においては、国の標準段階の多段階化等に伴い調整機能が強化された結果、本市の交付率は第8期平均 4.61%から第9期平均 4.01%と低下し、保険料基準額の増加要因となった。

※3 第2号被保険者とは、医療保険に加入している40～64歳の方

(2) 地域支援事業費の財源構成

<総合事業>

地域支援事業のうち、総合事業に要する費用は、50%を保険料、50%を公費で負担します。第1号被保険者は、総合事業にかかる費用の23%を保険料として負担します。

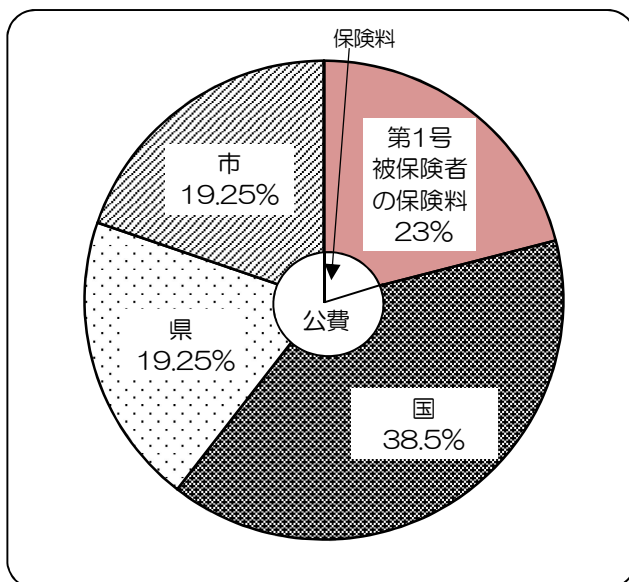


※ 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

第9期の状況については前頁のとおり。

<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料、77%を公費で負担します。



3 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費等の見込み

- 介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が利用するサービスの量に応じて決まります。また、このサービスの量を基に保険料額を算出しています。
- 介護サービスの利用は着実に伸びてきており、保険給付費も増加しています。今後も介護が必要な高齢者の増加に伴い、さらに利用量の拡大が見込まれます。
- 第9期計画期間（令和6～8年度）における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

（億円）

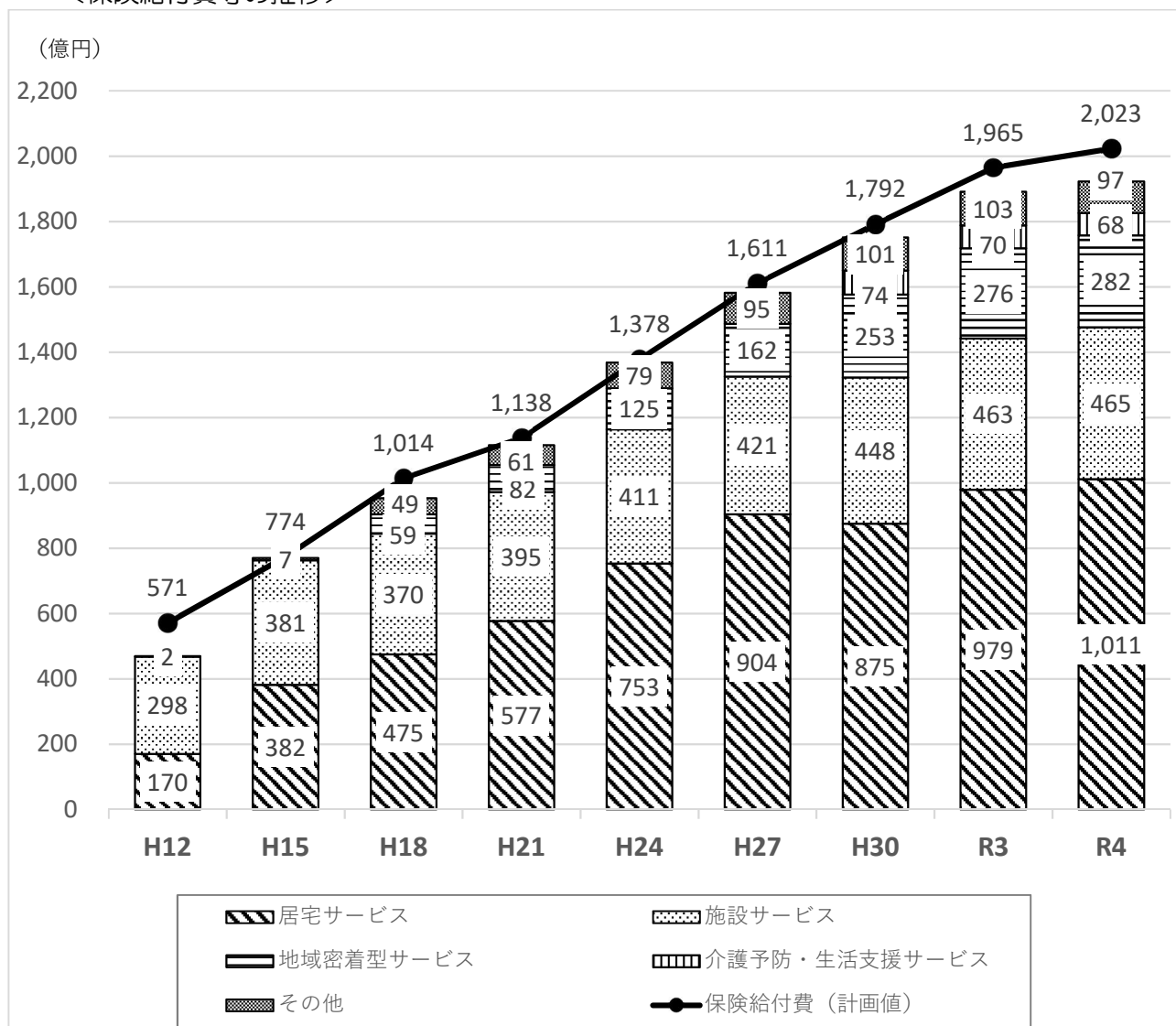
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保険給付費	居宅サービス	1,122	1,161	1,183	3,466
	地域密着型サービス	300	303	305	908
	施設サービス	485	485	494	1,464
	その他	101	102	103	306
	小 計	2,008	2,051	2,086	6,144
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	78	78	78	234
	包括的支援事業・任意事業等	39	40	40	119
	小 計	117	118	118	353
合 計		2,125	2,169	2,204	6,497

※ 「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※ 各数値は四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

※ 包括的支援事業・任意事業等は、包括的支援事業、任意事業、保健福祉事業

＜保険給付費等の推移＞



※ 各数値は四捨五入されているため、合計と一致しない場合がある。

4 第1号被保険者の保険料

- 第9期計画期間（令和6～8年度）中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定しました。

被保険者個々の保険料は、それぞれの所得状況等によって異なります。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）	6,950 円
--------------------	---------

【第1号被保険者の保険料（基準額：月額）算定方法】

$$\left[\begin{array}{l} (\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% \\ + \text{調整交付金不足額} \\ + \text{市町村特別給付費（生活援助型配食サービス）} \\ - \text{介護保険給付費準備基金取崩額} \end{array} \right] \div \text{保険料} \div \text{負担割合で} \div \text{補正した} \div \text{第1号} \div \text{被保険者数} \div 12 \text{月}$$

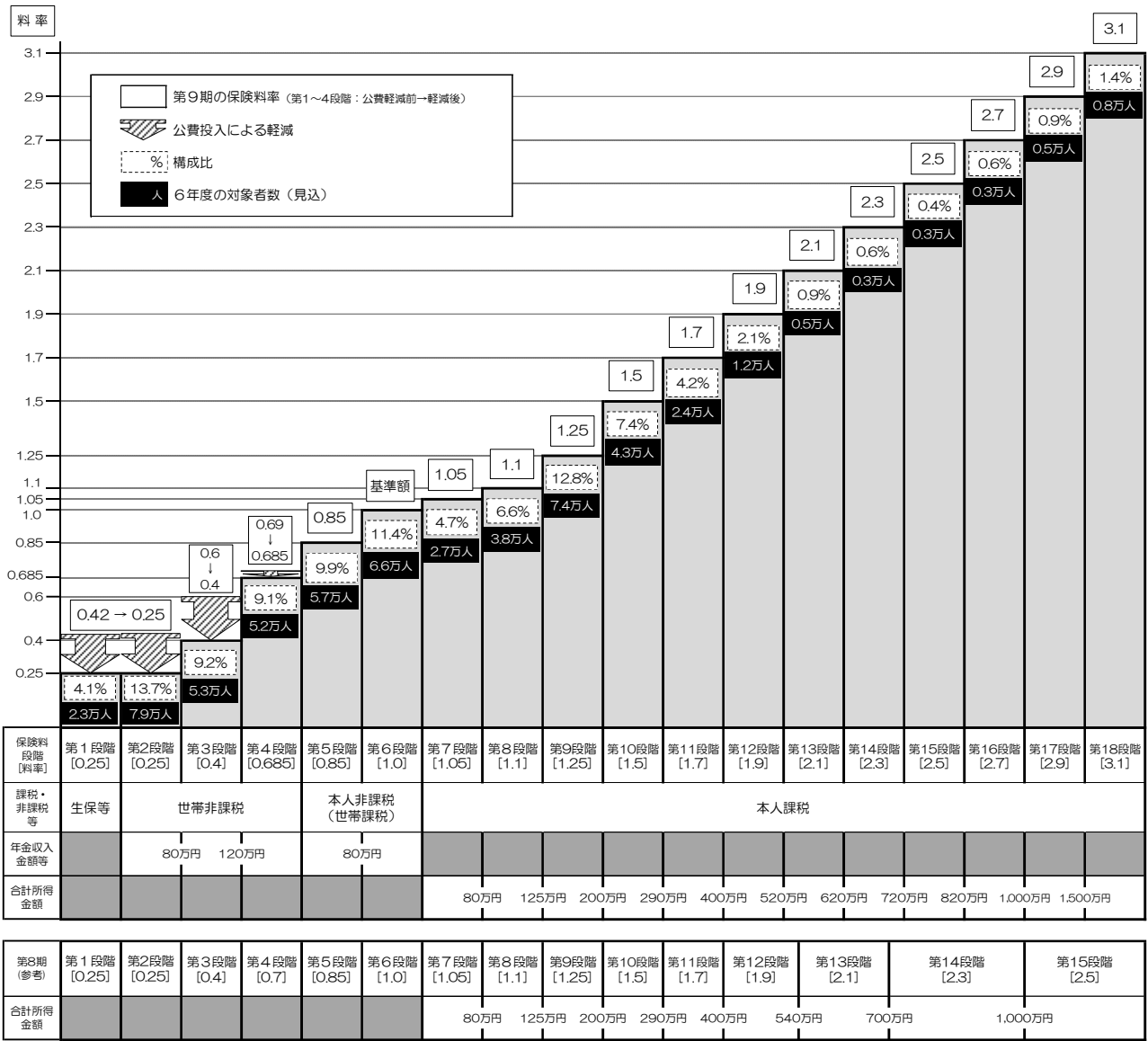
- 低所得者の保険料軽減につきましては、消費税増税分を財源とした公費の投入による保険料軽減が平成27年4月から実施されており、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに合わせ、更なる保険料の軽減強化が図られました。第9期計画期間には、国の標準段階の多段階化により低所得者の料率が引き下げとなったことから、公費の一部を介護職員の処遇改善等に活用することとされ、低所得者の保険料軽減は縮小されました。なお、軽減策にかかる費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。

保険料段階			料率の軽減 (第9期計画期間)
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		0.42→0.25
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	0.42→0.25
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.6→0.4
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方	0.69→0.685

- ※ 令和3年度以降の合計所得金額は、税制改正（給与所得、公的年金等に係る雑所得の金額の10万円増加）による影響を回避するよう、一定額を控除

5 保険料段階

- 第9期計画期間においては、国の標準段階が多段階化され、公費による保険料軽減が縮小されました。これを踏まえ、本市の保険料も15段階から18段階へさらに多段階化を進めるとともに、低所得者の料率が上がることはないよう、第1段階から第3段階の軽減前料率を引き下げ（軽減後の料率は据え置き）、第4段階の料率は国の標準段階に合わせて引き下げます。



保険料段階区分

【保険料基準額：83,403 円】

	区 分		保険料額（年額）
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		20,851 円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	20,851 円 (基準額×0.25)
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	33,362 円 (基準額×0.4)
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方	57,132 円 (基準額×0.685)
第5段階	本人が 市町村民税非課税で 同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の方	70,893 円 (基準額×0.85)
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える方	83,403 円 (基準額)
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方	87,574 円 (基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	91,744 円 (基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	104,254 円 (基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	125,105 円 (基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	141,786 円 (基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上520万円未満の方	158,466 円 (基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	175,147 円 (基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	191,827 円 (基準額×2.3)
第15段階		本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	208,508 円 (基準額×2.5)
第16段階		本人の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	225,189 円 (基準額×2.7)
第17段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	241,869 円 (基準額×2.9)
第18段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の方	258,550 円 (基準額×3.1)

6 今後の保険料の上昇抑制に向けた取組み（介護給付の適正化）

介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。そのため、制度の運営は適正に行われる必要があります。

本市では、次の取組みを行うことにより、利用者が真に必要とするサービスが事業者から過不足なく提供されるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

（１）要介護・要支援認定の適正化

居宅介護支援事業所等から提出された認定調査票が均質で適正な認定調査票となるように、介護支援専門員の資格を有する者等による全件点検を実施します。

<目標設定指標>

認定調査票の内容点検の実施件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全件	全件	全件	全件

※ 令和4年度の点検実施件数 82,203 件

（２）ケアプランチェック

ケアマネジャーが作成したケアプランについて、市職員が記載内容を確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の観点から、ケアマネジャーの「気づき」を促すことで、ケアプランの内容の適正化を図ります。

<目標設定指標>

ケアプランチェックの実施プラン数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
618 件	1,300 件	1,300 件	1,300 件

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせていた期間を含むため、令和元年度実績（1,280 件）を勘案し、目標を設定

(3) 住宅改修実態調査

住宅改修費（介護予防を含む。）の支給について、改修予定や改修を行った一部の住宅を市職員が訪問し、改修内容を確認して、不適切な請求の防止を図ります。

<目標設定指標>

現地調査の実施件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
185 件	230 件	230 件	230 件

※ 当該事業の実施要綱に定める各区役所・支所の目標件数（区役所 12 件、支所 6 件）に基づき目標を設定

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

介護報酬の審査支払いを行う国民健康保険団体連合会から提供される、介護給付適正化システムのデータに基づき、請求内容に疑義がある事業所に対して、請求内容について再確認を行うよう促し、不適切な請求の防止につなげていきます。

<目標設定指標>

医療情報との突合により、介護事業所への確認が必要とされたものに係る点検件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全件	全件	全件	全件

※ 令和4年度の点検件数 919 件

(5) 給付費通知の送付

介護サービスの利用者に、利用したサービスの回数やかかった費用等をお知らせする通知を発送します。これにより、利用者やその家族が利用したサービスの回数や内容を確認することが可能となり、不適切な請求の発見・防止となります。また、利用者が自らのサービス内容を再確認することによって、より適正なサービス利用へと促すきっかけともなります。

なお、国の「介護給付適正化計画」に関する指針が見直されたことにより、令和6年度以降は、本事業の位置づけが給付適正化主要事業から任意事業に変わることとなったため、より効果的・効率的な取り組みを検討してまいります。

<目標設定指標>

介護給付費通知の送付件数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
47,417 件	49,100 件	49,700 件	50,100 件

※ 令和4年度実績を基に、要介護認定者数の伸びを考慮して目標を設定

(6) その他

介護サービス事業所への指導の実施について、運営指導の一部委託により実施事業所数を増やし、事業所に対して引き続き介護保険制度理解の徹底に努めるとともに、不適切な給付や請求等の是正、運営基準の遵守などの指導を行います。

また、負担限度額認定において、預貯金等の資産要件に係る金融機関への資産調査を実施することにより、給付の適正化を図ります。

7 自立支援・重度化防止に向けた取組み

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としており、地域の実態や状況に応じて様々な取組みを行うことが重要です。

本市では、次の取組みを行い、自立支援・重度化防止を推進していきます。

(1) ケアマネジャー向け研修会の実施

ケアマネジメントに関する保険者としての基本方針等をケアマネジャー向け研修会において周知することにより、自立支援に資するケアマネジメントについての理解を深めます。

<目標設定指標>

ケアマネジャー向け研修会の参加事業所数の割合

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
66.1% (472 事業所)	70.0%	75.0%	80.0%

※ 令和4年度の実績は、令和5年3月1日時点の事業所数（714 事業所）に対する割合

(2) 介護予防・生活支援サービスの利用促進

本市独自に基準を定めたサービスについて、事業所数及び担い手を増やし、利用を推進していきます。

また、本市独自サービスの効果検証を実施し、検証結果に基づき、効果のあった取組みについては積極的に周知していくとともに、効果の低い取組みについては改善していくことで、各種サービスをより効果的なものとしていきます。

<目標設定指標>

生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの利用者数

<数値目標>

区分	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援型 訪問サービス	2,246 人/月	2,070 人/月	2,040 人/月	2,010 人/月
ミニデイ型 通所サービス	310 人/月	430 人/月	480 人/月	530 人/月
運動型 通所サービス	923 人/月	1,140 人/月	1,230 人/月	1,310 人/月

※ 各サービスの利用者数の推計値を目標に設定

(3) 住民主体の集いの場への専門職派遣の推進

高齢者サロン等の住民主体の集いの場に、保健センターの保健師等や地域のリハビリテーション専門職等の幅広い職種の専門職を積極的に派遣していくことで、自立支援に資する取組みの推進に努めます。

<目標設定指標>

専門職による支援を受けた延べ利用者数

<数値目標>

令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,142 人	60,000 人	61,000 人	62,000 人

※ 専門職派遣依頼数の推計値等を勘定し延べ利用者数を設定

(4) リハビリテーションサービス提供体制の構築

生活機能が低下した高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

実態調査の結果、リハビリテーションサービスの内容や利用の仕方が十分に周知されていないことや、ケアマネジャーにおいて事業所等の情報や専門職との情報共有の不足が課題として挙げられたことを踏まえ、事業内容等の周知・啓発及びケアマネジャーへの情報提供の充実に努めます。

＜目標設定指標＞

（介護予防）訪問リハビリテーションサービス、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用者数

＜数値目標＞

区分	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（介護予防）訪問リハビリ テーション	1,671 人/月	1,840 人/月	1,910 人/月	1,910 人/月
（介護予防）通所リハビリ テーション	9,836 人/月	10,200 人/月	10,310 人/月	10,260 人/月

※ 各サービスの利用者数の推計値を目標に設定

（５）その他

自立支援及び重度化防止に資する自立支援型個別地域ケア会議を充実させることで高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援方法を検討します。

また、保健センター、いきいき支援センター等が連携して、地域課題を把握し、各種関連データを活用しながら地域課題を分析して、その結果に基づき、効果的なフレイル予防を促進します。

8 公平公正な要介護・要支援認定

(1) 公平公正な認定調査の実施

介護保険制度は、要介護又は要支援に認定された場合に介護や支援の必要の程度に応じて介護サービスを利用できる仕組みです。

認定調査は、要介護・要支援認定の一次判定を行うため、その方の心身の状況等について本人や家族等から把握する手続きです。

本市では、より公平で公正な認定調査を行うため、以下の取組みを行います。

ア 認定調査に対する信頼性の確保

認定調査については、その調査結果が審査判定の重要な判断材料となることから、均一で正確な調査を実施することが重要です。

そのため、全国一律の基準である「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に基づき、「認定調査員研修（新任研修）」を実施します。研修受講者には「認定調査員研修修了証」を発行し、本市が実施する認定調査員研修又は都道府県（又は指定都市）が実施する認定調査員研修の修了者のみを調査に従事させることで、調査に対する信頼性の確保を図っています。

イ 認定調査員研修の充実

調査の実施に伴い、実際の調査の場面ではさまざまな課題が生じてきます。毎年度「認定調査員研修（現任研修）」を実施することにより、調査技術の実践的な能力をより向上させ、認定調査の均一性・信頼性の確保を図っています。

ウ 認定調査の指定市町村事務受託法人への委託

市民サービスの向上及び認定調査の効率化を図るため、区役所職員が実施していた新規申請にかかる認定調査について、平成 24 年 4 月から愛知県知事の指定する指定市町村事務受託法人への委託を一部圏域において開始し、平成 27 年 4 月からは、全市域において指定市町村事務受託法人へ委託しています。

平成 30 年 10 月からは、担当ケアマネジャー等が実施していた区分変更申請にかかる認定調査について、指定市町村事務受託法人への委託とするとともに、認定調査適正化事業の一環として、一部の更新申請にかかる認定調査も指定市町村事務受託法人へ委託しています。

（２）円滑な審査判定と公平性の確保

要介護・要支援認定は、認定調査票による一次判定や特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会において、「認定調査内容の確認」、「介護の手に係る審査判定」及び「状態の維持・改善可能性の判定」が行われ、この結果により、要介護状態区分（要支援１・２、要介護１～５、非該当）が決定されます。

本市では、より適正な審査判定を確保するため、以下の取組みを行います。

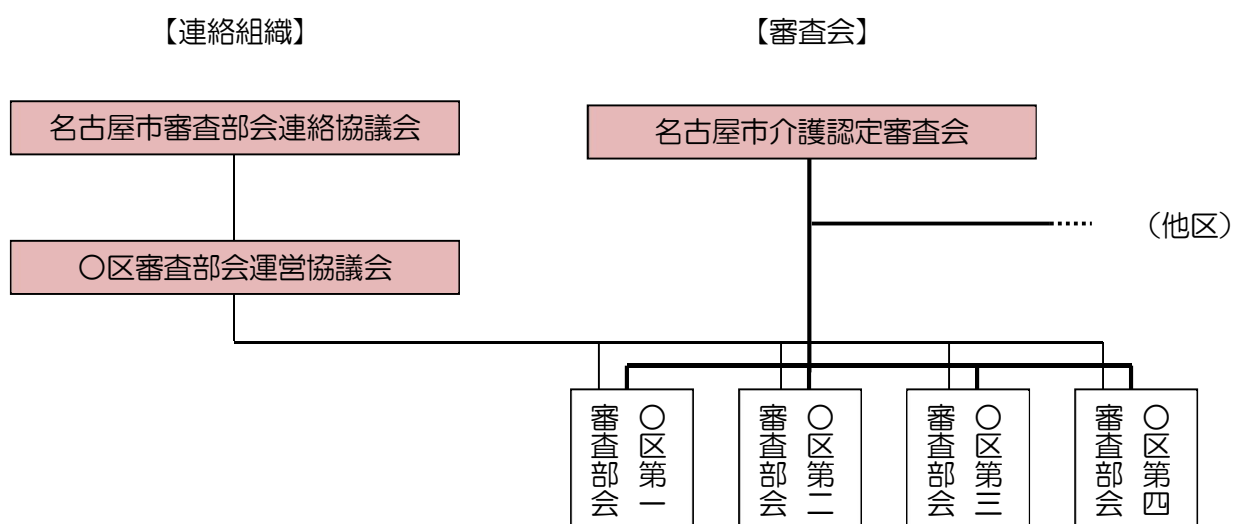
ア 審査部会の設置

介護保険の審査判定を正確かつ迅速に実施していくために、市の介護認定審査会を設置の上、合議体として、各区に審査部会を複数（令和５年度は１０６部会）設置して審査判定を行っています。

イ 審査判定の適正化・平準化のための協議会の設置

複数の審査部会において審査判定を行うため、各審査部会での審査判定が適正かつ円滑に行われるとともに、全市で平準的な審査判定が行われることが重要です。

そのため、本市においては、審査判定上の課題等を共有し協議検討する連絡組織として、市で「名古屋市審査部会連絡協議会」を、各区で「区審査部会運営協議会」を設置しています。



ウ 審査判定の円滑な実施

適正かつ均一な審査・判定が円滑に実施を図るため、すべての介護認定審査会委員向けに、毎年度「介護認定審査会委員研修（現任研修）」を実施しています。

エ 介護認定審査会事務局の機能強化

介護認定審査会事務局の対応力向上のため、区役所の事務局職員を対象に新任研修を始め円滑な審査会運営に必要な研修の充実に努めます。

事務局体制の充実を図るとともに、本市策定の「名古屋市要介護認定審査会運営マニュアル」に基づき、事務局機能を強化し、審査判定の更なる円滑化を図ります。

オ 主治医意見書の内容向上事業

主治医の意見書については、審査判定の重要な資料となることから、その記載にあたっては、正確性や的確性が必要となります。

毎年度、名古屋市医師会に委託して、主治医意見書の重要性の啓発と作成に必要な知識を周知するための主治医意見書記入講習会の開催等を実施しています。

(3) 要介護認定事務の集約

各区で実施していた要介護認定事務のうち、更新申請の受付、認定調査票や主治医意見書の作成依頼、認定調査票の点検、審査会資料の作成、認定調査適正化事業などの事務について、介護認定事務センターに集約し、公平公正な要介護・要支援認定のため、以下の取組みを行っています。

ア 認定調査票点検の平準化

認定調査票の点検を市で一元化して行うことにより、点検内容や点検基準の統一化・平準化をより効率的・効果的に行っています。

イ 審査判定の平準化

審査部会による審査判定について、区を跨いでの審査判定が可能となり、すべての審査部会の審査判定件数の均衡化等によって、審査判定の更なる平準化に取り組めます。

ウ 認定決定期間の短縮及び平準化

認定の申請から決定までの期間について、事務の効率化による短縮及び事務の一元化による平準化に取り組めます。

9 低所得者の利用者負担軽減事業

(1) 認知症高齢者グループホーム居住費助成

市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が対象者の条件にあてはまる方に対し、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）における居住費（家賃・光熱水費）の一部を助成することにより、低所得の方の認知症対応型共同生活介護の利用を支援しています。

(2) 社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減

生活保護受給者等又は市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方に対し、サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合に、軽減額の一部を社会福祉法人に助成することで、低所得の方の介護サービスの利用を支援しています。

<軽減の対象となるサービス>

- ・介護老人福祉施設
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護含む）
- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・予防専門型訪問サービス
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- ・予防専門型通所サービス
- ・短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(3) 障害者ホームヘルプサービス利用者の負担軽減の支援措置

障害者施策によるホームヘルプサービスの利用者のうち 65 歳となり介護保険適用となった方又は要介護認定等を受けた 40～64 歳の方で、障害福祉サービスにおいて負担額を 0 円とすることで生活保護を必要としなくなる方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担を減額しています。

(4) 新高額障害福祉サービス等給付費

65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた方が一定の要件を満たす場合に、介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減（償還払い申請による後日支給）しています。